

| | |
|------------------|---|
| Title | 巻頭言 グローバル化社会での信頼の基本：「首相の靖国神社公式参拝」違憲判決を考える |
| Author(s) | 阿久戸，光晴 |
| Citation | 聖学院大学総合研究所紀要, No.29, 2004.3：3-5 |
| URL | http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4031 |
| Rights | |



聖学院学術情報発信システム：SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

巻頭言 グローバル化社会での信頼の基本

——「首相の靖国神社公式参拝」違憲判決を考える——

聖学院大学総合研究所副所長
聖学院大学学長

阿久戸 光晴

小泉純一郎首相の靖国神社参拝は、日本国憲法の定める政教分離原則に反するとして、九州・山口の戦没者遺族らから、同首相と国に損害賠償を求めた訴訟判決が過日福岡地裁で言い渡された。判決は、損害賠償請求は棄却したが、首相による公式参拝は憲法で禁じられている宗教的活動に当たり、違憲であると判断を下した。首相や自民党からは「なぜ違憲か分からない」と談話が述べられたが、野党各党および連立与党の公明党は、本判決支持の声明ないし談話が出された。本判決の論点は五つある。第一は、首相自身が公用車で秘書官を随行させ「内閣総理大臣小泉純一郎」と記帳して献花をした点は首相の公務執行の範囲内であり公式参拝である。第二は、首相の参拝形式は本殿で一礼し英霊に対して畏敬崇敬の心情を表現したもので、それは靖国神社が主宰した行事ではないとしても特定の宗教的儀式に添う形で参拝した。第三に、靖国神社公式参拝は当時政府・与党内でも強い反対意見

があり国民の間でも消極的意見がある中で首相があえて行った政策的に明確な目的を持ち効果をねらった行為である。第四に、以上から判断して、首相の参拝は「目的と効果」の基準に照らし公人の特定宗教行為であり、日本国憲法第二〇条の禁ずる「政教分離原則」違反である。最後に、「この公式参拝の憲法判断を回避しては今後とも同種の行為が繰り返される可能性が高く」当裁判所は本件参拝の憲法判断に踏み込んだ、と。

けだし判旨は一部の点を除いて至当である。結論はもとより、憲法判断を回避せずに踏み込んだ点はまことに立派であり、重要職務を引き受ける者の責任の問題として考えさせられる。問題点は、津地鎮祭判決以来の「目的効果基準」（政教分離原則であつても宗教行為の「目的と効果」に照らし緩和される場合がありうるとする説）という明瞭さを欠く先例の線に基づいた形で論旨を進めているため、社会通念上習俗行為とか伝道効果を狙わない宗教行為など、例外の余地が残されたことである。またこの判決に限らず日本の裁判所は憲法第二〇条第三項を「政教分離」という観点で「宗教」一般を常に考えるが、本条項は法制史上 separation of church & state という「教会と国家の分離」に由来し、靖国神社という特定宗教団体と国家機関との癒着の問題がもう一つ明瞭にならない。しかし形式的には原告側の損害賠償請求が棄却され、被告の首相側が「勝訴？」という形となつたため控訴できず、皮肉（ユーモラス？）なことに本判決が違憲のまま確定してしまう見通しとなつた。この判決の意義は、今後の日本の国家および社会にとつて大変大きいと考えられる。

来日中イースター礼拝に出席したチェイニー米国副大統領の例を俟つまでもなく、私人の信ずる権利の実践は神聖であり、奨励されこそすれ何ら問題はない。しかし首相の公式参拝は形式的に憲法違

反である。また内容的にも、靖国神社が歴史上国家への忠誠という尺度ではかられた「国事殉難者」のみ（賊軍は入れられず、逆にその尺度からいわゆる戦争犯罪人の「英霊」が含まれる）が奉斎されてきた国家神道の中心的神社であることを考えれば、近隣諸国や非大和民族や宗教的少数者の信教の自由を尊重する学ぶ「痛み」をこそ、首相はすべての国民に訴えられるべきではないか。これは、国境を超えて人々の結合をグローバルに強めていく歴史的潮流の中で、日本の国家と社会が真にグローバルに信頼されるデモクラシー社会の基本中の基本であるからである。